

「あいち山村振興ビジョン2025」フォローアップ調査業務基本仕様書

1 業務名

「あいち山村振興ビジョン2025」フォローアップ調査業務

2 目的

本県では三河山間地域の長期・総合的な振興の指針となる「あいち山村振興ビジョン2025」（以下「現行ビジョン」という。）が2025年に計画期間終了となることに伴い、最新の社会情勢や地域を取り巻く状況の変化などを踏まえた新たなビジョンとして「あいち山村振興ビジョン2030（仮称）」（以下「新ビジョン」という。）の策定を予定している。

本業務は、現行ビジョンの評価などのフォローアップを行うとともに、三河山間地域の現状と課題、将来展望に関する情報の収集分析や、有識者への意見聴取などを通じて、現行ビジョンの終了時点での課題を洗い出し、新ビジョン策定に向けた方向性を整理・検討するものである。

3 新ビジョンの概要

（1）位置づけ

三河山間地域の将来像を描き、その実現に向けた重点的な取組の方向性を明らかにするもの。

（2）目標年次

2030年

（3）対象地域

三河山間地域…岡崎市(額田地区)、豊田市(旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区)、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

4 委託契約期間

契約締結の日から2025年3月17日（月）まで

5 業務内容

（1）基礎情報の収集分析

三河山間地域における基礎的なデータ（統計情報等）を収集分析し、当地域の現状・課題・将来予測について整理する。

○調査項目…（例）人口、経済・産業、土地利用、交通・生活環境、公共施設、財政、福祉・医療、教育・文化、観光・交流等、以上の項目に関連する既存の基本構想・計画・ビジョン・各種統計及び調査結果

○中間報告…2024年10月末日まで

（2）ヒアリング調査等の実施

先進事例調査及び有識者や地元関係者等を対象としたヒアリング調査を実施する。

○件 数…10件以上（有識者ヒアリング）

5か所以上（先進事例調査）

○調査項目…上記（1）で整理した現状や課題を勘案の上、県と調整し確定する。

○中間報告…2024年10月末日まで

（3）調査報告書の提出

現行ビジョンの進捗状況を調査し、その結果を整理・評価するとともに、（1）（2）の結果を踏まえ、2030年頃の地域の姿を展望した本県が目指すべき方向性や施策等を提案し、新ビジョンの骨子案を作成する。そのうえで、本業務の成果を取りまとめた報告書を作成し、県へ提出する。

○目指すべき方向性や施策等の提案…2024年10月末日まで

6 成果物の提出

（1）中間報告

- ・ 2部（正副各1部、A4版、A3折りたたみ可、ファイル綴じ）
- ・ 電子データ1組（DVD-R等）

（2）最終報告

- ・ 2部（正副各1部、A4版、A3折りたたみ可、ファイル綴じ）
- ・ 電子データ1組（DVD-R等）

（3）提出先

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室

※DVD-R等には、報告書の作成に使用した図表、グラフ等のデータも格納すること。

また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする（不明な場合は、県に確認すること。）。

7 事業実施に当たっての留意事項

（1）委託業務開始から終了前までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗情報の確認等、円滑な事業実施のため、本県担当者と連絡を密にして事業全体の管理を行うこと。

（2）受託者は、山村振興ビジョンフォローアップ調査業務委託先募集要項に基づいて提出した企画書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得ること。

（3）受託者は、業務の着手にあたり、発注者と十分な打合せを行い、また業務中にも発注者が必要と認めた場合には随時打合せを行い、積極的に目標達成に努めるものとする。

（4）受託者は、発注者と打合せ又は協議を実施したときは、その都度記録を作成の上、原則として打合せ等の実施後3開庁日以内に発注者に提出するものとする。

（5）受託者は、発注者が必要と認めた場合に、その都度報告を行うものとする。

（6）受託者は、業務の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機

密保全に万全を期すこと。

- (7) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を再委託する場合には、企画提案時の業務推進体制に明記すること。
- (8) 愛知県個人情報保護条例、愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行にあたること。
- (9) 本事業の成果品の著作権者は、委託者である愛知県に帰属するものとする。
- (10) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。

8 標準スケジュール（予定）

時期	内容
～2024年7月	○契約・業務開始
8月～9月	○基礎情報収集準備 ○ヒアリング調査準備
9月～10月	○基礎情報の収集・整理 ○ヒアリング調査実施・分析
10月末	上記を踏まえ、以下の点について県へ中間報告 ○現行ビジョンの進捗状況の整理・評価 ○地域の現状把握 ○社会情勢の把握 ○目指すべき方向性や施策等
11月 ～2025年1月	○新ビジョン骨子案の報告
2025年3月	○調査報告書の提出